

**後期高齢者医療広域連合が医療給付により代位取得した不法行為に基づく  
損害賠償請求権に係る遅延損害金の起算日**

【文献種別】 判決／最高裁判所第二小法廷  
【裁判年月日】 令和1年9月6日  
【事件番号】 平成30年（受）第1730号  
【事件名】 損害賠償請求事件  
【裁判結果】 一部破棄差戻し、一部上告棄却  
【参照法令】 高齢者の医療の確保に関する法律58条  
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25570439

**事実の概要**

平成22年8月25日、Bは被上告人Y運転の自動車に衝突されて負傷した（以下「本件事故」という）。本件事故における過失割合は、Bが5%、Yが95%である。Bは上記傷害に関して後期高齢者医療給付（以下「本件医療給付」という）を受け、その価額の合計は302万8,735円であった。

上告人X（後期高齢者医療広域連合）は、本件医療給付の合計額からBの過失割合5%を減じた287万7,298円および弁護士費用相当額57万5,459円の合計額345万2,757円の損害賠償金、並びにこれに対する本件事故の日（平成22年8月25日）から支払済みまでの遅延損害金の支払いを求めて本件訴訟を提起した。

原審は、本件医療給付に基づく287万7,298円および弁護士費用相当額30万円の合計額317万7,298円の限度でXの損害賠償請求を認めた上で、これに対する遅延損害金の起算日につき、「本件医療給付は、支払原因が生ずる都度、治療費等を病院等に支払うなどされたものであり、上記支払により治療費等の療養に要する費用の元本がてん補されたものであって、遅滞による損害は実質的には生じていなかったものと認められる（……）。そうすると、本件医療給付は、てん補の対象となる損害が現実化する都度支払がされたものといえることができるから、そのてん補の対象となる損害は本件事故の日にてん補されたものと法的に評価して損益相殺的な調整をするのが相当で

ある。上記てん補に係る損害に対する本件事故の発生の日から各てん補の日までの遅延損害金が生ずると解することは、損害の公平な分担という観点からして相当とはいえない。」「したがって、高齢者の医療の確保に関する法律58条1項によりXが代位取得したBのYに対する本件医療給付に係る損害賠償請求権については、その元本についてのみ代位取得が成立し、XがYに対してその支払いを請求したことが明らかな訴状送達の日翌日（平成30年1月27日）から民法所定の年5分の割合による遅延損害金が発生すると解するのが相当である」と述べて、「本件事故の日である平成22年8月25日から平成30年1月26日までの遅延損害金の請求は理由がない」とし、附帯請求について、平成30年1月27日から支払済みまでの遅延損害金の支払いを求める限度で認容すべきものとした。X上告。

**判決の要旨**

一部破棄差戻し、一部上告棄却。

**多数意見**

「不法行為に基づく損害賠償債務は、損害の発生と同時に、何らの催告を要することなく、遅滞に陥るものである（〔最判昭37・9・4民集16巻9号1834頁参照〕）。そして、後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療給付の給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、後期高齢者医療給付を行ったときは、法58条により、その

価額の限度において、被保険者が当該第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得し、当該損害賠償請求権は、後期高齢者医療給付の都度、当然に当該後期高齢者医療広域連合に移転するものである（〔最判平10・9・10裁判集民189号819頁、判時1654号49頁参照〕）。もっとも、上記の場合において行われる後期高齢者医療給付は、被保険者が被る損害の元本を填補する性格を有するものであり、損害の元本に対する遅延損害金を填補するものではないと解されることからすると、当該後期高齢者医療広域連合は、当該後期高齢者医療給付の価額の限度において被保険者の第三者に対する損害金元本の支払請求権を代位取得するものであって、損害金元本に対する遅延損害金の支払請求権を代位取得するものではないというべきである（〔最判平24・2・20民集66巻2号742頁参照〕）。

そうすると、後期高齢者医療給付を行った後期高齢者医療広域連合は、その給付事由が第三者の不法行為によって生じた場合、当該第三者に対し、当該後期高齢者医療給付により代位取得した当該不法行為に基づく損害賠償請求権に係る債務について、当該後期高齢者医療給付が行われた日の翌日からの遅延損害金の支払を求めることができるというべきである。……以上のとおりであるから、原判決中287万7,298円に対する平成22年8月25日から平成30年1月26日までの遅延損害金の支払請求を棄却すべきものとした部分は破棄を免れず、この部分については、本件医療給付が行われた日等について更に審理を尽くさせるため本件を原審に差し戻すこととし、その余の上告は理由がないから、これを棄却することとする。」

#### 草野耕一裁判官の意見

「多数意見はXが後期高齢者医療給付を行った日以前の期間に対する遅延損害金をYに対して請求できないのは当該遅延損害金の支払請求権が法58条所定の代位取得の対象外であるからとするが、私は当該期間に関してはそもそも遅延損害金は発生しておらず、したがってXがこれを取得する余地はないと考える。」

「一般論としていえば、不法行為の被害者には不法行為がなされた直後から様々な損害が現実化するものであり、これらの損害に対する賠償請求権に関しては遅延損害金もまた（……）不法行

為がなされた直後から発生するものである」が、「本件の後期高齢者医療給付の填補の対象となった損害は、被害者が本件事故によって被った損害一般ではなく、被害者が特定の医療機関から特定の時期に医療役務を受けたことによって発生した金銭債務に関するものであり、……本件においてはそのような損害が現実化する都度後期高齢者医療給付が行われてきたとのことであるから、当該給付日以前においては遅延損害金が生じる余地はなかったと解すべきである。」もっとも、最判昭58・9・6（民集37巻7号901頁）は「不法行為と相当因果関係に立つ弁護士費用の賠償請求権に関して当該不法行為の時に遡って遅延損害金が発生するとしている」が、このような考え方を、被害者が第三者に対して負担する金銭債務一般に及ぼすべきではなく、同判決の法理は、少なくとも本件には及ばないと解するのが相当である。

## 判例の解説

### 一 代位取得の対象

高齢者の医療の確保に関する法律58条1項は「後期高齢者医療広域連合は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、後期高齢者医療給付（……）を行ったときは、その後期高齢者医療給付の価額（……）の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する」と規定する。本判決の多数意見は、この場合の後期高齢者医療給付は、被保険者が被る損害の元本を填補する性格を有するものであり、損害の元本に対する遅延損害金を填補するものではないとして、代位取得の対象は損害金元本の支払請求権であってこれに対する遅延損害金の支払請求権を代位取得するものではないと述べ、最判平24・2・20（民集66巻2号742頁）を参照している。

平成24年判決は、約款を根拠として、自動車保険契約の人身傷害条項に基づいて保険金を支払った保険会社が代位取得するのは「上記保険金に相当する額の保険金請求権者の加害者に対する損害金元本の支払請求権」であって「損害金元本に対する遅延損害金の支払請求権」ではないと説示したが、この点につき、宮川光治裁判官は補足意見において、本件約款の人身傷害条項による「保

険では、被保険者は迅速な損害填補を受けることができるのであるから、判決による遅延損害金をも填補している賠償責任条項とは異なって、損害金元本に対する遅延損害金を填補していない。保険代位の対象となる権利は、保険による損害填補の対象と対応する損害についての賠償請求権に限定される……（対応の原則）」と説明している。

高齢者医療確保法 58 条 1 項の文言に照らしても、また行った医療給付の価額について本来負担すべき者に請求するという代位取得の制度趣旨に照らしても、損害金の元本が代位取得の対象であるという理解は首肯できる。しかし、代位によって移転する損害賠償請求権の遅延損害金は、いつ、どのように発生するのか。

## 二 遅延損害金の発生と不法行為による損害の発生

本判決は、不法行為による損害は「損害の発生と同時に」遅滞に陥るとする昭和 37 年判決を引いて、請求時を基準とした原判決を破棄し、「当該後期高齢者医療給付が行われた日の翌日」からの遅延損害金の支払いを求めることができるとする。判例の立場は、一般に「不法行為発生時（……）に遅滞に陥ると解している」と評価され、これを支持するのが通説である<sup>1)</sup>が、これに対して民法 412 条 3 項との均衡から請求時（訴状送達時）とする有力な見解がある<sup>2)</sup>ところ、本判決は昭和 37 年判決の原則を維持し、後者の立場をとらないことを明らかにしたものである。

しかし、昭和 37 年判決のいう「損害の発生」と「不法行為発生時」の関係はどうか。原判決は「てん補の対象となる損害が現実化する都度支払がされた」ことにより「遅滞による損害は実質的には生じていなかったものと認められる」と述べる。「損害の現実化」について草野裁判官は、「一般論としていえば、不法行為の被害者には不法行為がなされた直後から様々な損害が現実化する」が、本件の医療給付の対象となった損害は、被害者が本件事故によって被った損害一般ではなく、被害者が特定の医療役務を受けたことによって発生した金銭債務に関するものであり、「そのような損害が現実化する都度」医療給付が行われたことにより、当該給付日以前においては遅延損害金

が生じる余地はなかったと述べる。多数意見は、直接には「損害の発生」について論じていないが、昭和 37 年判決に基づきつつ「本件医療給付が行われた日等」について審理するべく差し戻しているのであるから、「損害の発生」時と「不法行為」時とは同じではないことを示すものといえることができる。

## 三 「不法行為」時と「損害の発生」時

他方、草野裁判官が問題とする昭和 58 年判決は、不法行為と相当因果関係にある弁護士費用に関する損害は「その余の費目の損害と同一の不法行為による身体傷害など同一利益の侵害に基づいて生じたものである場合には一個の損害賠償債務の一部を構成するものといふべきであるから（『最判昭 48・4・5 民集 27 卷 3 号 419 頁参照』）、右弁護士費用につき不法行為の加害者が負担すべき損害賠償債務も、当該不法行為の時に発生し、かつ、遅滞に陥るものと解するのが相当である」と述べる。この説示は、原判決が弁護士費用の損害につき「本件訴状送達の翌日」を起算日として遅延損害金を認めたのに対し、「本件において原判決認容の弁護士費用が右起算日以前に支払われたことの主張立証はないから、右日時をもって遅延損害金発生日の起算日とすることは誤りである」という上告理由に対してなされたものである。

この判決においては、「不法行為」時と「損害の発生」時が一致するとされているが、弁護士費用のうち勝訴後に支払われる分についてまだ「損害の発生」がないとすれば、そもそも訴訟上請求することができない。請求しようとするならば、抽象的ながら「不法行為」時に発生したと擬制せざるをえないことになる。昭和 58 年判決は、上記説示に続けて「なお、右損害の額については、被害者が弁護士費用につき不法行為時からその支払時までの間に生ずることのありうべき中間利息を不当に利得することのないように算定すべきものであることは、いうまでもない」と述べているが、これは弁護士費用に関する損害が不法行為時に発生しているという把握が擬制であることを示唆するものといえることができる。

## 四 「金銭債務の不履行」による損害か？

判例が損害賠償債務の遅滞の時期を「不法行為」

時としているとされる根拠としては、代表的なものとして、たとえば大判明43・10・20（民録16輯719頁）、大判大3・6・24（民録20輯493頁）が挙げられる。しかし若林教授は、明治43年判決は金員騙取の事例、大正3年判決は山林の不法伐採の事例であり、付遅滞の問題よりも、被害者には物の剥奪によって、その物の交換価値相当の損害に加え、その物を利用または処分できないことによる損失があることを明らかにした点が重要である<sup>3)</sup>、また非財産権侵害による損害賠償債務について大審院は「請求を受けた時」に遅滞に陥るものと解していたと理解するのが素直である<sup>4)</sup>と指摘した上で、次のように述べる。

「大審院判例によって確立された判例理論は、不法行為債務の履行〔遅滞〕に陥る時期にかかるものというよりは、物の滅失・毀損の場合には被害者が『特別の事情（……）』を主張・立証せずとも『通常の（最小限の）利用喪失』として『侵害時からの法定利息相当分』を遅滞条件なしに認めるところにあったのではなかろうか。そのかぎりで『遅滞と同一』の効果が認められたにすぎないのである<sup>5)</sup>」。

このように見ると、昭和37年判決が、損害賠償債務が「不法行為時に」ではなく「損害の発生と同時に」遅滞に陥るとしたことには理由があると考えられる。そうすると、昭和58年判決のように、最高裁判決において「不法行為時」とする判断も存在することをどのように考えるべきか。

## 五 損害はいかに発生し、いかに把握されるか

賠償されるべき損害とは被害者の被った有形無形の不利益の総体であり、不法行為前と後の利益状態の差として把握されるが、損害額は個々の損害項目ごとの算定を基礎とする。この場合、損害項目は総体としての損害額の認識根拠として「機能」するが、その内容は同時に、被害者が被った個々の具体的な不利益の事実である。したがって、損害項目の形で示される個々の具体的な不利益こそが損害の実体である（総体としての「損害」は、被害者に生じた不利益の別角度からの把握方法である）ということも可能である。

三で見たように、「一個の損害賠償債務」が不法行為時に発生し、かつ遅滞に陥るものとした昭和58年判決は、後になって支払われるべき弁護

士費用を賠償の対象とすることから必要となった擬制を用いたものと考えられる。また同判決が参照した昭和48年判決は、附帯控訴による請求の拡張に対して「同一事故により生じた同一の身体傷害を理由とする財産上の損害と精神上的損害とは……その賠償の請求権は一個であり、その両者の賠償を訴訟上あわせて請求する場合にも、訴訟物は一個である」と述べたものである。すなわち、その必要がある場合に損害は便宜上一個のものとして把握されるが、そのことにより、実体として、一個の損害が不法行為時に現実に発生したものと解する必要はない。

上で述べたように、被害者の被った個々の不利益を損害の実体と捉えることも可能であるところ、本判決の事案においては、被害者の損害賠償請求権の一部がXによって代位取得された。具体的には、被害者が医療役務を受けたことによって負担した債務に対応する損害賠償請求権であり、これを代位取得したXとの関係においては（被害者に生じた不利益の総体ではなく）もっぱらこの請求権だけが問題となる。そうすると、被害者に生じた不利益の総体としての一個の損害を観念する必要はなく、この請求権の原因となる事実の発生（ないし「損害の現実化」）をもって、昭和37年判決のいう「損害の発生」と捉えること、そして本判決が（直接にはXによる代位取得の対象の範囲を理由とするものであるが）本件医療給付の行われた日等について審理を求めることは、十分に理由があると考えられる。

### ●—注

- 1) 吉村良一『不法行為法〔第5版〕』（有斐閣、2017年）192頁。
- 2) 平井宜雄『債権各論Ⅱ不法行為』（弘文堂、1992年）166頁、潮見佳男『不法行為法』（信山社、1999年）267頁（但し「金銭騙取その他の故意による侵害利得型の場合には、民法704条との権衡上、判例どおりに不法行為時から起算するのが相当ではないか」とする）。
- 3) 若林三奈「不法行為による損害賠償債務が遅滞に陥る時期・試論」立命363＝364号1025～1027頁。
- 4) 若林・前掲注3）1030頁。
- 5) 若林・前掲注3）1041頁。